

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

フォローアップ用

別添2

I 基本的事項
1 事業の概要

特別会計名：浦添市水道事業会計

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	昭和36年10月10日	地方公営企業法の適用・非適用	☒ 適用 ☐ 非適用
団体名	浦添市	職員数（H22. 4. 1現在）	40名
構成団体名			
健全化判断比率の状況	☐ 財政再生基準以上 ☐ 早期健全化基準以上 ☐ 経営健全化基準以上		
	計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	89（H20年度）	財政力指数	0.75（H21年度）
資金不足比率（健全化法）（％）	（年度）	財政力指数（臨時債振替前）	（年度）
経常収支比率（％）	92.3（H20年度）	実質公債費比率（％）	11.4（H21年度）
		将来負担比率（％）	110.0（H20年度）

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。
- 3 財政力指数（臨時債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

☐ 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
☐ 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
☒ 該当なし
〔合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村： 〕

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 ☐にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	浦添市水道事業会計経営健全化計画（延長計画）
計画期間	平成22年度から平成26年度
計画策定責任者	浦添市長 儀間 光男
既存計画との関係	浦添市水道事業会計経営健全化計画（平成19年度から平成23年度）
公表の方法等	議会において報告し、市ホームページにて公表を予定している。
基本方針	職員数の減は既存計画を達成していたが、さらに定数を減にする条例改定を22年度に行った。また、施設の改良により動力費を減少させ、経費の削減に取り組む。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満 旧簡保：年利5%以上 6%未満 旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満 旧簡保：年利6%以上 6.5%未満 旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	合 計
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	114,483.5			114,483.5
	補償金免除額	25,855.8			25,855.8
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		41,672.1		41,672.1

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	03001 (H 3) 水道事業債	114,483			114,483
合 計 (A)		114,483			114,483
一般(再掲) ※上記のうち 負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		114,483			114,483

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一般(再掲) ※上記のうち 負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	0658 (H 3) 水道事業債		41,672		41,672
合 計 (A)			41,672		41,672
一般(再掲) ※上記のうち 負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)			41,672		41,672

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。

2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。

3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。

4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

Ⅱ 財務状況の分析

区 分	内 容
財 務 上 の 特 徴	節水機器の普及や飲み物のペットボトル化と宅配での水の購入、企業の節水対策の強化や不況の影響等により給水収益が伸び悩んでいる。さらに、施設の老朽化により維持管理経費は増加の傾向にあるため、純利益は減少傾向にある。平成21年度の決算においては、1m³当たりの水の販売価格である供給単価が179.7円、これに対し1m³当たりの水の生産価格である給水原価が179.7円と料金回収率が100%であり、原価と単価が一致しており経営は楽観できない状況にある。 動力費は約900万円の経費が固定化しているため、設備を効果的に更新することにより、費用を抑制して継続的改善効果を生み出し、安定的な経営改善につなげる必要がある。
経 営 課 題	課 題 ① 動力費を抑制し維持管理費を減少させる。 浦仲配水池ポンプ場が、施設の老朽化により動力費用がかさんでいる。平成21年度決算値855万円のうち浦仲配水池ポンプ場が754万円（約88%）を占めている。
	課 題 ② 損益勘定職員を一人減らし、給与水準を下げる。 料金回収率が100%であり、給水原価と供給単価が一致している状況から、経常経費の節減を図るため、損益に影響を与える損益勘定職員を一人削減する必要がある。
	課 題 ③
	課 題 ④
留 意 事 項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(単位:百万円、%)

年 度		平成17年度 (計画前5年度)	平成18年度 (計画前4年度)	平成19年度 (計画前3年度)	平成20年度 (計画前々年度)	平成21年度 (計画前年度)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分		(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)
特	別 損 失 (G)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
特	別 損 益 (F)-(G) (H)	-1	-1	-1	-1	-1	-1	-1	-1	-1	-1
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		89	67	53	31	66	95	113	44	127	89
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)							56	57	60	68	69
流	資 産 (J)	2,692	2,841	2,644	2,487	2,570	2,711	2,655	2,679	2,778	3,099
	う ち 未 収 金	266	256	344	257	257	254	253	246	251	257
流	負 債 (K)	322	419	319	313	326	346	246	255	299	359
	う ち 一 時 借 入 金						326	326	326	326	326
	う ち 未 払 金	254	352	255	240	249	269	175	185	234	284
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)											
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 (L)							2,431	2,406	2,372	2,388	2,326
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		2,497	2,485	2,461	2,413	2,414	2,414	2,414	2,414	2,414	2,414
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M) × 100)											
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)											
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)		2,497	2,485	2,461	2,413	2,414	2,431	2,406	2,372	2,388	2,326
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P) × 100)							2,414	2,414	2,414	2,414	2,414

(単位:百万円, %)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算)	平成22年度 (計画初年度) (決算)	平成23年度 (計画第2年度) (決算)	平成24年度 (計画第3年度) (決算)	平成25年度 (計画第4年度) (決算)	平成26年度 (計画第5年度) (決算)
資 本 的 収 入	1. 企 業 債										
	資本費平準化債										
	2. 他会計出資金	3	1	9	10	5	7	3 7	3 7	6 7	0 7
	3. 他会計補助金										
	4. 他会計負担金										
	5. 他会計借入金										
	6. 国(都道府県)補助金	77	126	87	97	91	56	155 191	76 521	270 174	60 115
	7. 固定資産売却代金										
	8. 工事負担金						2 3				1
	9. その他	12	16	15	10	11	10 9	14 9	15 9	9	9
資 本 的 支 出	計 (A)	92	143	111	117	107	75	172 207	94 537	276 190	61 131
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)										8
	入 純 計 (A)-(B) (C)	92	143	111	117	107	75	172 207	94 537	276 190	53 123
	1. 建設改良費	240	337	308	359	350	303 316	462 584	276 1,131	629 436	172 318
	うち職員給与費	53	49	47	45	37	40 47	40 47	35 47	28 47	28 47
	2. 企業債償還金	84	84	208	227	40	42	83	156	33	35
	3. 他会計長期借入返還金										
	4. 他会計への支出金										
	5. その他	1		10	4	5	4	2	2		3
	計 (D)	325	421	526	590	395	349 362	547 669	434 1,287	662 469	210 353
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		233	278	415	473	288	274 287	375 463	340 750	386 279	157 222
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	226	265	280	283	274	262 275	222 270	172 377	190 259	96 207
	2. 利益剰余金処分数額			124	176			143 165	157 320	181	51
	3. 繰越工事資金										
	4. その他	7	13	11	14	14	12	10 27	11 53	15 20	10 15
	計 (F)	233	278	415	473	288	274 287	375 463	340 750	386 279	157 222
補てん財源不足額 (E)-(F)											
他会計借入金現在高 (G)											
企業債現在高 (H)		1,255	1,171	962	735	695	654	571	415	382	347

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（①法適用企業）

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決 算)	平成22年度 (計画初年度) (決 算)	平成23年度 (計画第2年度) (決算)	平成24年度 (計画第3年度) (決算)	平成25年度 (計画第4年度) (決算)	平成26年度 (計画第5年度) (決算)
区 分											
収 益 的 収 支 分		1	2	1	1	1	5 +	5 +	11 +	12 +	7 +
	うち基準内繰入金	1	2	1	1	1	5 +	5 +	11 +	12 +	7 +
	うち基準外繰入金										
資 本 的 収 支 分		3	1	9	10	5	7	3 7	3 7	6 7	2 7
	うち基準内繰入金	3	1	9	10	5	7	3 7	3 7	6 7	2 7
	うち基準外繰入金										
合 計		4	3	10	11	6	12 8	8 8	14 8	18 8	9 8

(3) 経営指標等

(単位: %)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算)	平成22年度 (計画初年度) (決算)	平成23年度 (計画第2年度) (決算)	平成24年度 (計画第3年度) (決算)	平成25年度 (計画第4年度) (決算)	平成26年度 (計画第5年度) (決算)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
料金回収率※ (%)	100.5	100.2	99.3	98.6	100.0	101.2 99.5	102.0 99.6	98.5 99.7	101.7 100.1	100.2 100.1
控除後の料金回収率 (%)	103.6	103.2	101.5	101.7	103.0	104.2 102.5	105.0 102.6	101.8 102.8	104.8 103.1	103.2 103.2
資本費 (円又は%)	88.6	89.6	89.3	89.4	88.9	88.9 89.7	89.4 90.3	90.4 90.6	89.3 91.4	89.4 92.0
総収支比率(法適用) (%)	103.7	102.8	102.2	101.3	102.8	104.1 102.4	105.0 102.5	101.9 102.6	105.6 102.9	103.6 103.0
経常収支比率(法適用) (%)	103.7	102.8	102.2	101.3	102.8	104.1 102.4	105.0 102.5	101.9 102.6	105.7 103.0	104.0 103.0
営業収支比率(法適用) (%)	106.7	105.5	104.7	103.3	104.2	105.2 103.6	106.3 103.6	102.7 103.6	106.2 103.6	104.5 103.6
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)										
繰入金比率	収益的收入分 (%)	0.0	0.1	0.0	0.1	0.2 0.0	0.2 0.0	0.5 0.0	0.5 0.0	0.3 0.0
	うち基準内繰入金 (%)	0.0	0.1	0.0	0.1	0.2 0.0	0.2 0.0	0.5 0.0	0.5 0.0	0.3 0.0
	うち基準外繰入金 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	資本的收入分 (%)	2.8	0.6	8.6	8.6	9.3 9.4	2.0 3.4	3.3 1.3	2.2 3.7	2.9 5.3
	うち基準内繰入金 (%)	2.8	0.6	8.6	8.6	9.3 9.4	2.0 3.4	3.3 1.3	2.2 3.7	2.9 5.3
	うち基準外繰入金 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益／総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益／経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金／(営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益／(総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的收入に属する他会計繰入金 (又は資本的收入に属する他会計繰入金)／収益的收入 (又は資本的收入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率（％）＝供給単価※1／給水原価※2×１００

※1 供給単価（円／ｍ³）＝給水収益／年間総有収水量（工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの）

※2 給水原価（円／ｍ³）＝（経常費用－（受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金（水道事業のみ）））／年間総有収水量（工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの）
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝（経常費用－（受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費）＋企業償還金）／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝（総費用－（受託工事費＋基準内繰入金）＋地方償還金）／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率（％）＝使用料収入※／污水处理費※×１００

※ 各年度の「使用料収入」及び「污水处理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された（又は報告すべき）数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「２ 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるので、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表２に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち（再掲）と記してあるものは、「（１）収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	料金収入については、平成20年度と平成21年度の決算値の差が31万円しかなく、ほぼ同じであるため、今後も平成21年度決算値と同じ収入と見込む。
2 他会計繰入金の見込み	消火栓設置に係る一般会計からの負担金（資本的収入）とその維持管理費（収益的収入）がその内容であるが、平成22年度予算値と同額の推移と見込む。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成23年度に配水池の用地取得予定で事業費は24,670 21 , 340万円。平成24年度～平成25年度に配水池を建設予定で事業費は41,200 —38 , 399万円。財源の約50%は補助金収入、残りの50%は建設改良積立金を使用する予定。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	料金回収率の算定に使用する給水原価の経常費用に下水道料金徴収経費が含まれているため、その経費を控除した後の料金回収率を算出した。下水道料金徴収経費の算定内容は、平成21年度決算における収益的支出業務費の半額に下水道普及率の97.3%を乗じている。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
 - 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅳ 経営健全化に関する施策

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	課題②	浦添市行財政集中改革プランに定められている目標定数41人に対し、平成22年4月1日に定数条例を改正して職員定数を40人とし、目標以上に定数削減を行った。
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造見直しを平成18年4月1日より実施。(地域手当なし)4級、5級へのわたり及び号給継ぎ足しに関しては、普通会計に準じて平成21年度に条例改正し、平成22年4月1日に施行した。さらに特殊勤務手当に関しても是正を平成19年度中に議会に提案し、平成 20年4月1日より実施。水道事業で「閉開栓手当」等5項目を廃止した。住居手当は平成21年度沖縄県人事委員会勧告に準じた。通勤手当についても今後、沖縄県や県内市町村の動向等を見ながら是正する。平成20年度及び平成21年度に期末勤勉手当の率引き下げを行った。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		平成19年度まで、国の行政職俸給表(二)をもとに独自に作成した通し号給を採用していたが、平成20年度の級号給制移行に向けて規則等を整備し、平成20年4月1日に実施。技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針を平成20年3月までに策定し、4月に公表。その後、再見直した方針を平成22年に公表。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		退職時特昇については、平成16年6月に全廃。
◇ 福利厚生事業のあり方		健康保険組合は不該当。厚生会は現在負担金、掛金ともに1,000分の5である。厚生会事業は、当初から全て参加者から参加費を徴収する方式としている。規模が大きい事業は隔年実施、文化、体育事業に係る派遣助成を減額見直し、給付金については、給付上限設定及び給付額の減額を行うなど普通会計に準ずる。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	課題①	動力費の抑制に向けて浦仲ポンプ場の改良工事を行った。その他、水道メータの検針、閉開栓業務及びメータの取替業務等は民間に委託し、維持管理費の縮減に努めている。今後、維持管理業務の費用対効果を検討しながら節減効果のあるものについては民間委託等への拡充に取り組み経費の縮減に努める。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F I の活用		本市においては、公の施設管理については、平成17年3月に「指定管理者制度導入の指針」を策定している。現在のところ、指定管理者制度やPFIの活用については、検討していない。

Ⅳ 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		料金の引き上げについては、黒字を計上して積立金も15億円以上保有している現状では、市民の理解を得るのは困難であり、今後の経営状況を見ながら検討していく。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		財務状況に関しては、随時、市の広報誌で公表しており、経営健全化についても、ホームページで公表した。フォローアップ経営健全化計画については、平成21年3月、と平成22年3月、平成23年3月、平成24年3月、平成25年3月、平成26年3月、平成27年3月に執行状況報告書を議会へ提出した。さらにH21年3月からホームページで公表し、平成22-23-24-25-26-27年3月に最新のフォローアップ経営健全化計画に更新して公開を継続している。
○ 行政評価の導入		市としては集中改革プランに基づき事務事業評価を平成18年度から試行。平成19年度からは対象事業を拡げ職員給与費等の人件費や、起債の元金・利子償還、単に事務費的なものを除いた全事業を対象として実施。平成20年度からは、各課レベルの評価を踏まえたうえで庁内で評価委員会を設けての二次評価を実施。平成22年度からはさらに枠を広げて水道部を含めて実施するした。現段階では、より成果志向や顧客志向を高めた評価表に近づけさせることを目的に内部評価体制の充実につとめており、今後、事業の廃止の議論や予算、職員配置にも反映されるような仕組みづくりを目指す。外部評価の導入については、先進地の動向も踏まえながら検討していく考えである。
4 その他		

注 1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じることとしている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 経常経費の見直し	課題② 平成22年4月の条例改正で損益勘定職員の定数を1名削減することにより、経常経費の節減を図っている。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	課題① 老朽化が進み動力費が高んでいた浦仲ポンプ場の改良工事を前倒しで行い、動力費の抑制に努める。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	基準外繰入は行っていない。
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、Ⅳに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

（1）水道事業【延長計画策定団体】

① 年度別目標

（単位：百万円、％）

区分	課 題	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度) (延長計画前年度)	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画初年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画2年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画3年度)	平成25年度 (延長計画4年度)	平成26年度 (延長計画5年度)	延長計画合計
		累積欠損金比率	当初計画の目標値 (実績値)										
		延長計画の目標値											
		当初計画の目標値 (実績値)		989	735	695	653	610					
		企業債現在高	1171	962	735	695							
		延長計画の目標値					654	571		415	382	347	
当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】												
		料金改定率											
		改善効果額（料金の適正化）											
		未収金の徴収対策											
		改善効果額											
		一般会計負担金の額											
		改善効果額（負担金の確保等）											
		資産の有効活用											
		改善効果額（収入増額）											
		その他（ ）											
		改善効果額											
	【経費の削減】												
		職員給与費の適正化											
		職員給与と費（退職手当以外）	297	286	284	284	284	284					
		改善効果額		11	13	13	13	13	63				
		給与水準	162	154	153	153	153	153					
		改善効果額		8	9	9	9	9	44				
		その他（手当等）	135	132	131	131	131	131					
		改善効果額		3	4	4	4	4	19				
		維持管理費等											
		改善効果額（適正化）											
		工事コスト											
		改善効果額（縮減額）											
		その他（受水費等の減額）	1645	1637	1627	1617	1613	1572					
				29	2	21	32	73	157				
		改善効果額		8	18	28	38	48	140				
当初計画改善効果額 合計									274				
(参考) 当初計画補償金免除額 (旧資金運用部資金)									56				

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】											
		料金改定率										
		改善効果額（料金の適正化）										
		未収金の徴収対策										
		改善効果額										
		一般会計負担金の額										
		改善効果額（負担金の確保等）										
		資産の有効活用										
		改善効果額（収入増額）										
		その他（ ）										
		改善効果額										
	【経費の削減】											
		職員給与費の適正化										
		職員給与費（退職手当以外）			279	261	264		262	241	230	
						283	283		283	283	283	
		改善効果額				23	20		22	43	54	162
						+	+		+	+	+	5
		給与水準			148	135	138		138	126	118	
						146	146		146	146	146	
		改善効果額				18	15		15	27	35	110
						7	7		7	7	7	35
		その他（手当等）			131	126	126		124	115	112	
						137	137		137	137	137	
		改善効果額				5	5		7	16	19	52
						-6	-6		-6	-6	-6	-30
		維持管理費等			9	3	3		2	3	2	
						4	4		4	4	4	
		改善効果額（適正化）				6	6		7	6	7	32
						5	5		5	5	5	25
		工事コスト										
		改善効果額（縮減額）										
		その他（ ）										
		改善効果額										
延長計画改善効果額 合計 A											194	
延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B												
普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C												
A + B + C											194	
<参考>延長計画補償金免除額（旧資金運用部資金）											26	

注 1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

3 「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること（ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。）。

(1) 水道事業【延長計画策定団体】（つづき）

② 経営状況

	平成17年度 （計画前5年度） （決 算）	平成18年度 （計画前4年度） （決 算）	平成19年度 （計画前3年度） （決 算）	平成20年度 （計画前々年度） （決 算）	平成21年度 （計画前年度） （決 算）	平成22年度 （計画初年度） （決 算）	平成23年度 （計画第2年度） （決算）	平成24年度 （計画第3年度） （決算）	平成25年度 （計画第4年度） （決算）	平成26年度 （計画第5年度） （決算）
給水人口（千人）	108	109	110	111	111	112	113	114	114	114
年間総有収水量（千㎡）	13,274	13,292	13,220	13,054	13,069	13,139	13,074	12,939	12,911	12,652
公称施設能力（㎡／日）	53,021	53,293	53,538	53,893	54,123	54,320	54,664	54,923	47,746	47,746
1日最大配水量（㎡／日）	40,720	40,937	41,701	40,245	40,124	39,282	39,890	39,262	40,513	38,544
最大稼働率（％）	76.8	76.8	77.9	74.7	74.1	72.3	73.0	71.5	84.8	80.7
供給単価（円／㎡）	182.4	182.2	180.9	179.9	179.7	180.0	178.9	177.7	177.6	177.0
給水原価（円／㎡）	181.6	181.9	182.2	182.4	179.7	177.9	175.8	180.4	175.5	177.2

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。